

令和元年国土交通省令第十号

国土交通省関係令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行規則

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第三十一条第一項の規定により読み替えて適用される重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行に関する法律（平成二十八年法律第九号）第九条第三項の規定に基づき、国土交通省関係平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行規則を次のように定める。

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（操縦者の通報の方法）

第二条 法第三十一条第一項の規定により読み替えて適用される重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行に関する法律（以下「小型無人機等飛行禁止法」という。）第十条第二項第一号又は第二号に掲げる小型無人機等の飛行を行おうとする者（以下「操縦者」という。）のうち対象大会関係空港の管理者又は土地の所有者若しくは占有者（土地の所有者又は占有者にあつては、正当な権原を有する者に限る。以下「空港管理者等」という。）が行う法第三十一条第一項の規定により読み替えて適用される小型無人機等飛行禁止法第十条第三項の規定による対象大会関係空港の管理者への通報は、小型無人機等の飛行を開始する時間の四十八時間前までに、次の各号に掲げる事項を記載した別記様式第一号の通報書を、当該小型無人機等の飛行に係る対象空港周辺地域の対象大会関係空港の管理者に提出して行うものとする。

- 一 小型無人機等の飛行を行う日時
- 二 小型無人機等の飛行を行う目的
- 三 小型無人機等の飛行に係る対象空港周辺地域内の区域
- 四 操縦者の氏名、生年月日、住所及び電話番号
- 五 操縦者の勤務先の名称、所在地及び電話番号（操縦者が当該者の勤務先の業務として小型無人機等の飛行を行おうとする場合に限る。）
- 六 小型無人機等の飛行に係る機器の種類及び特徴（製造者、名称、製造番号、色、大きさ、積載物その他の特徴をいう。）

2 前項の規定は、操縦者のうち空港管理者等以外の者が行う法第三十一条第一項の規定により読み替えて適用される小型無人機等飛行禁止法第十条第三項の規定による対象大会関係空港の管理者への通報について準用する。この場合において、前項中「通報は」とあるのは「通報は、空港管理者等の同意を得た上で」と、「事項」とあるのは「事項並びに小型無人機等の飛行について同意をした空港管理者等の氏名、住所及び電話番号」と、「通報書」とあるのは「通報書並びに小型無人機等の飛行について同意をした空港管理者等の同意を証明する書面の写し」と読み替えるものとする。

（公務操縦者の通報の方法）

第三条 法第三十一条第一項の規定により読み替えて適用される小型無人機等飛行禁止法第十条第二項第三号に掲げる小型無人機等の飛行を行おうとする者（以下「公務操縦者」という。）が行う法第三十一条第一項の規定により読み替えて適用される小型無人機等飛行禁止法第十条第三項の規定による対象大会関係空港の管理者への通報は、小型無人機等の飛行を開始する時間の四十八時間前までに、次の各号に掲げる書類を、当該小型無人機等の飛行に係る対象空港周辺地域の対象大会関係空港の管理者に提出して行うものとする。

- 一 前条第一項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事項並びに次に掲げる事項を記載した別記様式第二号の通報書
 - イ 公務操縦者の氏名、生年月日、住所及び電話番号
 - ロ 公務操縦者の勤務先の名称、所在地及び電話番号
 - ハ 小型無人機等の飛行を委託した国又は地方公共団体の機関の名称、事務所の所在地、担当者の氏名及び電話番号（公務操縦者が国又は地方公共団体の委託を受けて小型無人機等の飛行を行う場合に限る。）
- 二 公務操縦者が国又は地方公共団体の委託を受けて小型無人機等の飛行を行うことを証明する書面の写し（公務操縦者が国又は地方公共団体の委託を受けて小型無人機等の飛行を行う場合に限る。）

（小型無人機等の飛行に係る機器の提示等）

第四条 前二条の規定により書類を提出する場合には、当該通報に係る小型無人機等の飛行に係る機器を対象大会関係空港の管理者に提示しなければならない。ただし、提示することが困難な場合においては、当該機器の写真を提出することで足りる。

（緊急時の特例）

第五条 法第三十一条第一項の規定により読み替えて適用される小型無人機等飛行禁止法第十条第三項の規定による対象大会関係空港の管理者への通報は、前三条の規定にかかわらず、災害その他緊急やむを得ない場合においては、小型無人機等の飛行を開始する時間の直前までに、次の各号に掲げる者ごとに当該各号に定める事項を当該小型無人機等の飛行に係る対象空港周辺地域の対象大会関係空港の管理者に対して口頭で行うことで足りる。

- 一 操縦者のうち空港管理者等 第二条第一項各号に掲げる事項
- 二 操縦者のうち空港管理者等以外の者 第二条第二項において準用する同条第一項各号に掲げる事項並びに小型無人機等の飛行について同意をした空港管理者等の氏名、住所及び電話番号
- 三 公務操縦者 第三条第一号に規定する事項

附 則

この省令は、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十号）の施行の日（令和元年六月十三日）から施行する。

附 則 （令和元年六月二十八日国土交通省令第二〇号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則 （令和二年七月一四日国土交通省令第六四号）

この省令は、無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 （令和二年一二月二三日国土交通省令第九八号）

（施行期日）

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （令和二年一二月二八日国土交通省令第一〇二号）

(施行期日)

- 1 この省令は、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十二月二十八日）から施行する。
(押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令の一部改正)
- 2 押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令（令和二年国土交通省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

第百四十九条（見出しを含む。）中「国土交通省関係平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行規則」を「国土交通省関係令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行規則」に改める。

別記様式第一号（第2条関係）

小型無人機等の飛行に関する通報書

令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第31条第1項の規定により読み替えて適用される重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第10条第3項の規定により通報します。

年 月 日

対象大会関係空港の管理者 殿

操縦者

氏名

小型無人機等の 飛行を行う日時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
小型無人機等の 飛行を行う目的		
小型無人機等の 飛行に係る区域		
操縦者	氏 名 生 年 月 日 住 所 電 話 番 号	
操縦者の勤務先	名 称 所 在 地 電 話 番 号	
同意をした対象 大会関係空港の 管理者又は土地 の所有者若しく は占有者	氏 名 住 所 電 話 番 号	

機器の種類						
機器の 特 徴	製造者		名 称		製造番号	
	色		大 き さ		積 載 物	
	その他 の特徴					
外 観	(写真)					
備考						

- 備考 1 小型無人機等の飛行に係る区域の欄には、小型無人機等の飛行に係る対象空港
周辺地域内の区域を具体的に記載するとともに、当該区域を示す地図を添付する
こと。
- 2 操縦者欄には、法第 3 1 条第 1 項の規定により読み替えて適用される小型無人
機等飛行禁止法第 1 0 条第 2 項第 1 号又は第 2 号に掲げる小型無人機等の飛行を
行おうとする者を記載すること。
- 3 操縦者の勤務先欄には、操縦者が当該者の勤務先の業務として小型無人機等の
飛行を行う場合にのみ記載すること。
- 4 同意をした対象大会関係空港の管理者又は土地の所有者若しくは占有者の欄に
は、操縦者が対象大会関係空港の管理者又は土地の所有者若しくは占有者の同意
を得た者である場合にのみ記載すること。
- 5 同意をした対象大会関係空港の管理者又は土地の所有者若しくは占有者が複数
の場合は、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 6 機器の種類欄には、小型無人機等飛行禁止法第 2 条第 3 項に定める小型無人機
又は重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律
施行規則第 2 条各号に掲げる機器のいずれに該当するかを記載すること。
- 7 製造番号欄には、製造番号、製造記号、管理番号、管理記号、型番号、品番そ
の他いかなる名称であるかを問わず、小型無人機等の飛行に係る機器を識別する
ために付された文字、記号又は符号を記載すること。
- 8 不要の欄は、斜線で消すこと。
- 9 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別記様式第二号（第3条関係）

小型無人機等の飛行に関する通報書

令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第31条第1項の規定により読み替えて適用される重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第10条第3項の規定により通報します。

年 月 日

対象大会関係空港の管理者 殿

公務操縦者
氏名

小型無人機等の 飛行を行う日時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
小型無人機等の 飛行を行う目的		
小型無人機等の 飛行に係る区域		
公務操縦者	氏 名 生 年 月 日 住 所 電 話 番 号	
公務操縦者の 勤務先	名 称 所 在 地 電 話 番 号	
小型無人機等の 飛行を委託した 国又は地方公共 団体の機関	名 称 事務所の所在地 担当者の氏名 電 話 番 号	

機器の種類						
機器の 特 徴	製造者		名 称		製造番号	
	色		大きさ		積 載 物	
	その他 の特徴					
外 観	(写真)					
備考						

- 備考 1 小型無人機等の飛行に係る区域の欄には、小型無人機等の飛行に係る対象空港周辺地域内の区域を具体的に記載するとともに、当該区域を示す地図を添付すること。
- 2 公務操縦者欄には、法第 3 1 条第 1 項の規定により読み替えて適用される小型無人機等飛行禁止法第 1 0 条第 2 項第 3 号に掲げる小型無人機等の飛行を行おうとする者を記載すること。
- 3 小型無人機等の飛行を委託した国又は地方公共団体の機関の欄には、公務操縦者が国又は地方公共団体の委託を受けて小型無人機等の飛行を行う場合にのみ記載すること。
- 4 機器の種類欄には、小型無人機等飛行禁止法第 2 条第 3 項に定める小型無人機又は重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則第 2 条各号に掲げる機器のいずれに該当するかを記載すること。
- 5 製造番号欄には、製造番号、製造記号、管理番号、管理記号、型番号、品番その他いかなる名称であるかを問わず、小型無人機等の飛行に係る機器を識別するために付された文字、記号又は符号を記載すること。
- 6 不要の欄は、斜線で消すこと。
- 7 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。